

## 入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 調達内容

- (1) 業務の名称及び数量  
令和6年度環境調査（河川水質）業務 一式
- (2) 業務の仕様  
別添令和6年度環境調査（河川水質）業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務の期間  
契約日から令和6年11月15日まで

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が各種調査委託の環境測定・調査に登録されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
- (5) 計量法（平成4年法律第51号）第107条に基づく計量証明事業（水質）の登録を行っていること。
- (6) 本件調達に係る検体採取後4時間以内に水質分析に着手することができること。
- (7) 仕様書に掲げる測定項目については、80パーセント以上を自社分析が可能であること。
- (8) 次のいずれかの外部精度管理事業に過去3年間（令和3年3月1日から令和6年2月28日まで）に3回以上参加し、その結果について内部評価している者であること。
  - ア 環境省の実施する「環境測定分析統一精度管理調査」
  - イ 公益社団法人日本分析化学会又は一般社団法人日本環境測定分析協会の実施する「ISO/IEC 17043に基づく技能試験」
  - ウ 鳥取県生活環境部衛生環境研究所が実施する「環境等分析精度管理」
- (9) 次に掲げるいずれかの資格を有する者を本件業務の責任者に配置することができること。
  - ア 技術士（環境部門、衛生工学部門又は応用理学部門）
  - イ 環境計量士（濃度関係）
  - ウ 環境測定分析士（2級以上）

### 3 入札手続等

- (1) 入札の手続、問い合わせ先  
公益財団法人鳥取県環境管理事業センター業務課  
所在地 郵便番号 683-0053 米子市明治町 105 番地アイシーエスビル 2階

電話 0859-21-0438

ファクシミリ 0859-21-0439

(2) 入札説明書等の交付方法

令和6年4月11日(木)から同年4月25日(木)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.hal.ne.jp/k-center/index.html>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和6年4月11日(木)から同年4月25日(木)までの日(日曜日、土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は午前9時から正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 郵便等による入札

書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札書の提出期間及び開札の日時及び場所

ア 入札書の提出期間日時

令和6年4月19日(金)から同年4月25日(木)午後5時までとする。

イ 開札日時

令和6年4月26日(金)午前9時

ウ 場所

(1)に同じ

4 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者にあつては5の事前提出物を作成の上、令和6年4月18日(木)午後5時までに郵送又は持参により3の(1)の場所に、期限内に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された事前提出物は返却しない。  
また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

5 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

- (1) 入札参加資格確認書(様式1)
- (2) 2の(4)を証するもの(法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書(その1)の写し(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第28号)第10号様式))等(鳥取県競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。)
- (3) 2の(5)を証する書類(登録証の写し)
- (4) 2の(6)を証する書類(検体採取地点から分析機関までの自動車における最長検体搬送ルート及び当該ルートにおける搬送所要時間を明記した書類)
- (5) 2の(7)を証する書類(仕様書に掲げる測定項目のうち、自社分析ができる項目が分かるもの)
- (6) 2の(8)を証する書類
- (7) 2の(9)を証する書類(登録証の写し等)

## 6 入札の資格審査について

- (1) 4の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和6年4月19日(金)までに連絡する。

## 7 入札について

- (1) 入札は、紙入札(様式2)により入札書の持参又は書留郵便等による送達による。
- (2) 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に110分の10を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記し、提出すること。なお、第2回目以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。
- (4) 入札者は、入札書の記載事項について抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、金額は、これを改めることができない。
- (5) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (6) 代理人をして見積りをさせようとするときには、入札書の提出と併せて必ず委任状(様式3)を提出すること。
- (7) 再度入札は2回とする。(初度入札を含めて3回とする。)
- (8) 最低価格を提示した者が2名以上の場合は、くじ引きにより落札予定者を決定する。くじ引きは「別記」にて説明する手順で決定するので、入札書に、任意の3桁のくじ番号を記入すること。  
くじ引きにより落札予定者を決定する場合に、入札書にくじ番号が未記入、判読困難、不明確等の場合は、公益財団法人鳥取県環境管理事業センター側で「000」として取り扱う。
- (9) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (10) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

## 8 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 9 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札参加資格確認書(様式1)を提出していない者のした入札
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (4) 委任状のない代理人の入札。

- (5) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (6) 1 案件に対して、入札書を 2 通以上提出した入札
- (7) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札
- (8) 記名押印のない入札書による入札
- (9) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (10) 入札書の金額、氏名、印影その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

10 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

11 契約書作成の要否  
要

12 手続における交渉の有無  
無

13 その他

- (1) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (2) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (3) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。
  - なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
    - (ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
    - (イ) 暴力団員を雇用すること。
    - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
    - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
    - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
    - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
    - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(4) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の 50 パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ イの規定にかかわらず、発注者は、仕様書に掲げる項目のうち、20 パーセントの件数まで再委託を認めることができるものとする。この場合において、受注者は書面により発注者に承認申請を行うこと。

エ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

(5) 8 の (2) の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の連絡を受けたら直ちに契約保証金免除申請書 (様式 4) を、3 の (1) の場所に提出すること。

(別記)

### 同価格の落札者が2名以上ある場合の取り扱いについて

当該入札に関して、同価格の落札者が2名以上あった場合のくじ引き決定方法については、次のとおりとする。

<手順>

- (1) くじ引きの対象となる入札参加者に対し、入札書の提出日時の早い順(受け取った順)に0、1、2・・・の番号を付与する。
- (2) 入札書に記載されている3桁のくじ番号を合計する。
  - ・失格者及び無効な入札(入札説明書記載の入札の無効条件)をした者が提出したものは除く。
  - ・未記入・判読困難・不明確な場合等の際は、センターにて「000」と取り扱う。
- (3) (2)により合計した数値をくじ引きの対象となる入札参加者の数で除して、余りの数を求める。割り切れた場合は0とする。
- (4) (1)により付けた番号と(3)により算出した「余りの数」が一致した者を落札者に決定する。

(くじ引き決定の例)

入札参加者 (入札書到着順)	くじ番号 (任意の3桁の番号)	くじ引きの対象となる入札参加者に付す番号	
		パターン1 (3者がくじ引き対象)	パターン2 (2者(A、B)がくじ引き対象)
A	037	0	0
B	366	1	1
C	207	2	
くじ引き 結果判定	610 合計値=37+366+207	$610 \div 3$ (者) = 203余 り <u>1</u> ⇒ Bが落札	$610 \div 2$ (者) = 305余 り <u>0</u> ⇒ Aが落札

地方自治法施行令 第167条の9

普通地方公共団体の長は、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。